

第四部

(六一〇)

第一回 参議院司法委員会會議録第四十四号

付託事件

○農林省農林特例法案(内閣提出)
○経済警察官の臨検検査等に関する法律案(内閣提出)
○戸籍法を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○家事審判法施行法案(内閣提出、衆議院送付)
○民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)
○副検事の任命資格の特例に関する法律案(内閣提出)
○長野縣赤穂町に簡易裁判所を設置することに關する陳情(第六百九号)
○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)
昭和二十二年十一月二十九日(土曜日)午後二時五十分開会

に大体まあ質疑はないように伺ひしておりますが、尙御質疑がありますでしょうか。
〔ありませんと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修吉) それでは質疑を省略し且討論を省略いたしまして、直ちに採決に入ることと御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修吉) それではさう決定いたします。では本案全部を議題に供します。本案に御賛成の方は御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員長(伊藤修吉) 全会一致と認めます。原案通り可決すべきものと決定いたします。本会議におけるこの委員長の口頭報告の内容につきましては、はすみ御了承を願うておきます。尙御賛成の方は御署名をお願いいたします。
〔多数意見者署名〕

○委員長(伊藤修吉) 次にこれも兼ねて予備審査のために付託されておりますした法案であります。本審査のため本委員会に付託されました「訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案」を議題に供します。御質疑がありますでしょうか。
○岡部常吉 これは執達吏の手数料であります。これは執達吏の手数料であります。この経済事情の変動によりまして、代書人に対する手数料と申しますか、それはどういふふうになつておりますか、それをお伺ひしたいと思ひます。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修吉) 御異議ないものと認めます。では本案全部を問題に供します。本案全部に御賛成の方は御起立をお願いします。
〔総員起立〕

○委員長(伊藤修吉) 全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたします。尙本会議におけるこの委員長の口頭報告の内容につきましては、はすみ御了承を願うておきます。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊藤修吉) 尙本案に御賛成の方は御署名を願うことといたします。
〔多数意見者署名〕

○委員長(伊藤修吉) 次に本委員会に予備審査のため付託されましたこの副検事の資格の特例に関する法律案を上程いたします。これに対する司法大臣の御説明をお伺ひいたします。
○國務大臣(鈴木義男) それでは副検事の任命資格の特例に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

○委員長(伊藤修吉) 簡易裁判所に對應する檢察廳として區檢察廳を設けましたが、すべての區檢察廳に嚴格な任命資格を要する檢察を配置することとしたしましては、到底その人を得る見込がありませんので、新たに區檢察廳の檢察官の職に補すべき副検事の制度を設け、その任命資格については、同法第十八條第二項において、副検事は、同法第十八條第一項の規定に拘わらず、高等試験に合格した者又は三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職にあつた者で、副検事選考委員会の選考を経たものの中から、これを任命することといたします。以上がこの法律案提案の理由であります。何卒慎重御審議の上速やかに可決せられんことを希望いたします。

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

○委員長(伊藤修吉) それでは本案に対する質疑は、次回にこれをいたすことにいたしました。それまで御研究を願うておきます。
次に裁判所法の一部を改正する等の

法律案を上程いたします。司法大臣の説明をお伺いいたします。

○國務大臣(鈴木素男) 裁判所法は、御承知のごとく、本年五月三日から施行されておりますが、その後半の間に情勢も変化し、その上裁判所法施行の成績に鑑み、同法を若干改正する必要があるに至りました。そこで政府はこの法律案を提出いたしました。次第でありまして、改正の要点は、次の四点であります。

第一点は、従来地方裁判所のみに属していた刑法第二百三十五條の窃盗罪及びその未遂罪に関する裁判権を、簡易裁判所に與へ、簡易裁判所は、これらの罪について、三年以下の懲役を科することができることとした点でありまして、裁判所法第三十三條の改正がそれでありまして、現行法の下では、これらの罪は、地方裁判所のみの権限に委ねられておりましたが、現下の不安定な經濟情勢を反映して、窃盗罪を初めとする各種の犯罪は激増の一途を辿り、地方裁判所には刑事事件が山積して、現在の状態では到底これを処理し得ない窮状にあるのであります。そこで犯罪件数の最も多く、而も事案が比較的簡單な窃盗罪及びその未遂罪を、簡易裁判所でも審理できるとし、ただ簡易裁判所の裁判官が必ずしも法律専門家であるとは限らない点に鑑み、まして、懲役三年以下の懲役のみを科し得ることとし、この制限を超える刑を科すべき場合には、地方裁判所に事件を移送すべきものとしたしました。この改正によつて、地方裁判所の負担は大いに軽減され、事件の迅速処理に役立つものと信じます。

第二点は、裁判官任命諮問委員會に關する規定を廃止した点でありまして、第三十九條の改正がそれでありまして、現行法の下では、内閣が最高裁判所長官の指名又は最高裁判所判事の任命を行うには、裁判官任命諮問委員會に諮問しなければならぬのでありまして、第一回の指名及び任命は、御承知のごとく、同諮問委員會の諮問を経て行われたのでありますが、その実績に徴しますと、この方式は、形式的に流れ過ぎて、所期の効果を發揮し得ないという憾みがあり、且つ指名及び任命に關する責任の所在を不明確ならしめる虞れがあるものであります。そこで裁判官任命諮問委員會に關する規定を廃止して、内閣が最高裁判所長官を指名し、或いは最高裁判所判事を任命するに關して諮問するかどうか、諮問するとなれば何人に諮問すべきか等の点は、一切内閣の自由裁量に任せ、その代り指名又は任命に關しては、内閣が一切の責任を負うということにいたしました。

第三は、裁判官の任命資格の中に、司法教官を加えた点でありまして、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の改正がそれでありまして、その趣旨は、司法省研修所の教官たる判檢事出身の司法教官の在職を、司法事務官と同様に、裁判官の任命資格の中に加えようとするものでありまして、裁判所法案の提案當時には、司法省研修所が設立されるかどうか未定でありましたために、現行法には司法教官が裁判官の任命資格の中から洩れており、今回その補正を行うことにいたしました。

第四点は、簡易裁判所判事の定年を、年齢六十五年から七十年に引上げた点でありまして、第五十條の改正がそれでありまして、御承知の通り、簡易裁判所判事は、國民と最も密接に接觸する裁判官であり、特に老練練達な法官が任命されることが望ましいのであります。が、定年が六十五歳であるために、多くの老練な退職判檢事弁護士が簡易裁判所判事に任命されることを躊躇しておられる事実が、裁判所法施行後次第に判明して参りました。そこで、定年を年齢七十年に引上げることいたしました。が、この改正によつて、政府は老練な退職判檢事弁護士が簡易裁判所判事に任命されることを期待している次第であります。

以上がこの法律案提案の理由であります。どうぞ御審議の上速やかに可決されんことをお願い申し上げます。

○委員(伊藤修君) ではこの法案に對する質疑も、次回にこれをいたすことにいたします。本日はこれを以て散会することにいたします。

午後三時十七分散会

出席者は左の通り。

理事	伊藤 修君
委員	鈴木 安孝君 松井 道夫君 大野 幸一君 齋 武雄君 大野木秀次郎君 水久保基作君 鬼丸 義廣君 岡部 常君 阿竹齊次郎君
國務大臣	鈴木 義男君
司法大臣	鈴木 健一君
政府委員	司法事務官 奥野 健一君 (民事局長)

十一月二十七日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、副檢事の任命資格の特例に關する法律案(予第百十一号)

副檢事の任命資格の特例に關する法律案は、この法律施行の日から一年以内に限り、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副檢事の職務に必要な學識経験のある者で副檢事選考委員會の選考を経たものの中からこれを任命することができるとする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

十一月二十七日日本委員會に左の事件を付託された。

一、長野縣赤穂町に簡易裁判所を設置することに關する陳情(第六百九号)

(陳第六百九号) 昭和二十二年十一月十五日受理

長野縣赤穂町に簡易裁判所を設置することに關する陳情

長野縣上伊那郡赤穂町長 宮澤 要二郎

最近の社會情勢の悪化に伴い惡質刑事事件の激増は住民の等しく安眠せざる所である。然してこれが解決には万全の用意を備へべきであり、当赤穂町外八十箇村の廣面積と交通機關の見地から裁判所に於ては解決に迅速を期し得ないから是非とも赤穂町に簡易裁判所の設置をせられたいとの陳情。

十一月二十九日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、裁判所法の一部を改正する法律案(予第百十三号)

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第二号を次のように改める。

二、罰金以下の刑にあたる罪、選択刑として罰金が定められてゐる罪又は刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る訴訟

同條第二項を次のように改める。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。但し、刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四條第一項の規定によりこれらの罪の刑を以て処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

簡易裁判所は、前項の制限を超え刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならぬ。

第三十九條第四項及び第五項を削る。

第四十一條第二項中「司法事務官」の下に、「司法教官」を加へる。

第四十二條第二項中「又は司法事務官」を、「司法事務官又は司法教官」に改める。

第四十四條第一項第四号中「司法事務官」の下に、「司法教官」を加へる。

第五十條中「下級裁判所の裁判官は、年齢六十五年」を「高等裁判所又は地方裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(六四)